「ＰＡサポートセンター事業実施業務」提案説明書

１　業務名

　　ＰＡサポートセンター事業実施業務

２　業務目的

　　札幌市パーソナルアシスタンス事業の支給決定障がい者等に対する、利用に係る内容の説明、請求方法等に係る支援及び市民への制度の普及啓発を目的とする。

３　業務内容

　別添の業務仕様書（案）のとおり。

　なお、契約時の業務仕様書については、業務仕様書（案）の内容を基本としつつ、企画提案の内容を踏まえ、札幌市との協議により決定するものとする。

４　提案を求める事項

　⑴　ＰＡサポートセンターの体制

　　　ＰＡサポートセンターは、利用者や介助者に対する研修、問い合わせ対応、相談援助を行う機関であり、来訪しやすいような公共交通機関の利便性の高い場所での開設が望ましいことから、開設場所について示すこと。

　　　また、利用者や介助者の自宅での相談支援の希望があった場合、自宅への交通手段について具体的な方策を提案すること。

さらに、相談ブースの設置など相談業務をしやすい環境づくりに向けた

配慮について具体的な方策を提案すること。

　⑵　職員配置

　　　運営時間中における職員の配置について示すこと。

また、配置職員の専門性の向上を図る具体的な方策を提案すること。

なお、ＰＡサポートセンターは、次のアからウのいずれかの要件を満た

す職員を配置することを想定している。

ア　社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士

等の医療・保健・福祉・心理専門職の資格を有する者

イ　相談支援従事者研修（基礎）又は障がい者ケアマネジメント従事者

研修（基礎）を修了（見込）である者

ウ　重度障がい者の相談・援助業務に係る十分な経験を有している者

　⑶　マッチング業務

　　　利用者と介助者のそれぞれのニーズに応じた者をマッチングするための具体的な方策を提案すること。

　⑷　緊急時の体制

　　　ＰＡサポートセンターは、介助中の事故等に起因する利用者、介助者双方のトラブルに対して迅速な対応が求められることから、緊急対応を行う体制について具体的な方策を提案すること。

⑸　介助実績の把握

　　　ＰＡ費は、適正な報酬支払いが求められることから、介助実績を適切に把握するための具体的な方策を提案すること。

　⑹　制度の理解促進や普及啓発

　　　制度を適正に運用するための利用者や介助者に対する研修等の具体的な方策を提案すること

また、介助登録者の確保を図るための啓発活動等に係る具体的な方策を提案すること。

　⑺　障害福祉サービス等の提供実績

　　　ＰＡサポートセンターは、保健、医療、福祉に関しての専門的な知識に基づき、重度障がい者の特性を理解し、必要とされる支援を適正に判断したうえで、相談援助を行うことが求められることから、現に提供している障害福祉サービス等の提供実績及び障がいのある方へ行っている自主事業などを示すこと。

５　契約の概要

　⑴　契約方法

　　　公募型企画競争により選定された契約候補者との随意契約

　⑵　履行期間

　　　令和５年４月１日から令和６年３月31日まで

　⑶　予算規模

　　　14,455千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

　　※　この金額は、予算規模を示すものであり、この金額の支払を保証するものではない。

　　※　関係する予算が減額、削除された場合は、契約内容を変更する場合や契約を締結しない場合がある。

６　参加資格要件

　　次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

　⑴　企画競争参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）の提出期限において、ア及びイのいずれも満たしていること（代表者や所在地が一致するなど実質的に同一と認められる法人等の中でア及びイのいずれも満たす場合も含む。）。

ア　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第１項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、札幌市内に重度訪問介護の事業所を有していること。

イ　法第51条の17第１項第１号に規定する「指定特定相談支援事業者」の指定を受けていること。

　⑵　参加意向申出書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。また、同名簿に登録がない場合は下記ア～カのいずれにも該当しないこと。

　　ア　特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ　札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者

(ｱ)　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(ｲ)　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ｳ)　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(ｴ)　地方自治法第234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(ｶ)　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

(ｷ)　(ｱ)から(ｶ)までの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ　審査基準日の直前１年間において、１期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者

エ　不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、２年を経過しない者

オ　市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

カ　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25 年条例第６号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第７条に規定する暴力団関係事業者に該当する者

⑶　事業協同組合等の組合が参加する場合においては、当該組合の構成員が同時に参加していないこと。

⑷　会社更生法による更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。

⑸　札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14 年４月26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

７　参加手続きに関する事項

　⑴　提出書類

　　　下表の提出書類について、提出期限までに提出すること。なお、ウ～ケは、札幌市競争入札参加資格名簿（物品・役務）に登録されていない場合にのみ提出が必要である。また、エ、キ及びクは、参加意向申出書の提出日前３ヶ月以内に発行されたものに限る（写しでも可）。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 部数 | 備考 |
| ア　参加意向申出書 | １ |  |
| イ　企画提案書 | 10 | ・原本での提出に加え、電子メール又はCD・DVDにより電子データを提出すること。・「４　提案を求める事項⑴～⑺」について、各項目ごとに提案を行うこと。・難解な表現は避け、わかりやすい説明に努めること。 |
| ウ　申出書 | １ |  |
| エ　登記事項証明書 | １ | ・現在事項又は履行事項全部証明書を提出すること。 |
| オ　賃借対照表 | １ | ・直前２期分を提出すること。 |
| カ　損益計算書 | １ | ・直前２期分を提出すること。 |
| キ　納税証明書　（市区町村税） | １ | ・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの。 |
| ク　納税証明書（消費税・地方消費税） | １ | ・未納がない旨の証明書を提出すること。 |
| ケ　誓約書 | １ |  |

⑵　提出方法等

ア　提出方法：郵送又は持参による

イ　提出先：〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係

　⑶　提出期限

　　　令和５年１月24日（火）17：00【必着】

　⑷　提出書類の入手方法

　　　様式については、札幌市公式ホームページにて、取得が可能。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/pa/pa_support_center.html>

　⑸　質問の受付及び回答

　　　参加にあたり質問がある場合は、要旨を簡潔にまとめ、受付期限までに下記メールアドレスへ電子メールで送付すること（メールの件名は「ＰＡサポートセンター事業実施業務に関する質問」とすること）。なお、回答は、質問者に対して個別に行うほか、広く周知すべきと判断されるものについては、札幌市ホームページにて公開する。

【送付先メールアドレス：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp】

　⑹　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 　手続き | 日程 |
| ア　公募開始 | 令和４年12月27日（火） |
| イ　質問票の受付期限 | 令和５年１月13日（金）17時 |
| ウ　参加意向申出書等の提出期限 | 令和５年１月24日（火）17時 |
| エ　一次審査（書類審査） | 令和５年１月下旬 |
| オ　最終審査（ヒアリング審査） | 令和５年２月上旬 |
| カ　契約締結 | 令和５年３月上旬予定 |

８　選定方法

　　企画提案は、札幌市の関係部局の職員からなる「ＰＡサポートセンター事業実施業務」企画競争実施委員会において、「９　評価基準」により、⑴、⑵のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

　⑴　参加資格の確認及び一次審査

ア　参加資格については、「６　参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ　一次審査については、提出された企画提案書等により、評価基準に基づき書類審査を行う。

ウ　参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。（一次審査の通過者数は５者程度とする。）

　　なお、企画提案者が５者を超えない場合は、一次審査は行わない。

　⑵　最終審査

ア　一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

イ　出席者は、企画提案書の作成に関与された方で、事業責任者となる予定の方、又は実務に関わる方とし、最大３名とする。

ウ　持ち時間は、提案説明10分、質疑応答10分とする。なお、説明の際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。

エ　ヒアリングは、事前に提出している企画提案書に基づき行うこととし、資料の追加は認めない。

オ　原則、札幌市役所本庁舎において、対面によるヒアリングを想定しているが、状況に応じてオンラインにおけるヒアリングにより最終審査とする場合もある。審査方法等については、別途、企画提案者に通知する。

カ　最終審査の結果は、速やかに企画提案者全員に対し、書面により通知する。なお、最終審査の結果に関する質問については、「14　問い合わせ先」において受け付ける。

　⑶　契約の相手方について

　　ア　契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。

　　イ　選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

　　ウ　企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない。

　　エ　契約内容は、企画提案の内容を基本とし、選定後に札幌市との協議により決定するものとする。なお、協議により企画提案内容を一部変更したうえで、契約を行うことがある。

９　評価基準

　⑴　次表に示す評価項目による総合点数方式とし、企画競争実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数が同点の場合は、企画競争実施委員会で協議のうえ、選定するものとする。

【評価基準表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価の視点 | 配点 |
| ＰＡサポートセンターの体制 | ・公共交通機関の利便性の高い場所にＰＡサポートセンターを開設しているか。・利用者や介助者の自宅での相談支援の要望があった場合、自宅への交通手段を確保できるか。・相談業務を実施しやすい環境づくりに向けた配慮があるか。 | 15 |
| 職員配置 | ・ＰＡサポートセンターにどのような有資格者を何名配置するか。・専門職の配置や、配置職員の専門性の向上を図る研修等の方策があるか。 | 20 |
| マッチング業務 | ・利用者と介助者のマッチング業務について、それぞれのニーズに応じた者を紹介し、適切な助言やシフト調整をする具体的な方策があるか。 | 10 |
| 緊急時の体制 | ・契約内容や介助中の事故等に起因する利用者、介助者双方のトラブル発生に際して、緊急対応を行う体制を整えているか。 | 10 |
| 介助実績の把握 | ・介助の実績を適切に把握するための具体的な方策があるか。 | 15 |
| 制度の理解促進や普及啓発 | ・制度を適正に運用するための利用者や介助者に対する研修等の方策があるか。・介助登録者の確保を図るための啓発活動等の具体的な方策があるか。 | 10 |
| 障害福祉サービス等の提供実績 | ・障がいのある方に対し、どのような障害福祉サービス等を提供しているか。・障がいのある方への自主事業などの実績はあるか。 | 20 |
| 合計 | 100 |

⑵　最低基準点

　　満点の６割を最低基準点と定め、これに満たない場合は契約候補者としない。

⑶　意向申出者が１者の場合

　　意向申出者が１者であっても、最低基準点（満点の６割）に満たない場合は契約候補者としない。

10　資格喪失

意向申出者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、下記のいずれかに該当するときは、最終審査の対象としない、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

　⑴　参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

　⑵　提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

　⑶　不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

　⑷　その他、札幌市が不適切と判断した場合

11　参加資格についての苦情の申立て

　　上記８－⑴において参加資格を満たさない旨の通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により苦情の申立てを行うことができる。

12　評価についての疑義申立て

企画提案者は、自らの評価に疑義がある場合は、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して３日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に書面により疑義の申立てを行うことができる。

13　留意事項

⑴　提出された企画提案書等は返却しない。

⑵　企画提案に係る一切の経費は企画提案者の負担とする。

⑶　提出期限後の資料の内容変更及び追加は認めない。

⑷　委託費の支払いについては、四半期に１回ごとに支払うことを原則とするが、契約内容の協議と併せて決定することとする。

⑸　書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表用に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用することができる。

⑹　提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより公開される場合がある。

14　問い合わせ先

〒060-8611　札幌市中央区北１条西２丁目　市役所本庁舎３階南側

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課給付管理係　担当：小野

電話：011-211-2938　FAX：011-218-5181

電子メールアドレス：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp